

# 令和5年度事業計画書

## 基本計画

近年、全国各地で発生する自然災害は大規模化・激甚化となる傾向にあり、更に、新型コロナウイルス感染症等の影響により、農業者は想定外の収入減少に見舞われ、農業経営を取り巻くリスクが高まる中、農業経営のセーフティネットである「収入保険制度」と「農業共済制度」の二つの農業保険制度の重要性はより一層高まっており、普及推進が急務とされている。

このような中、第5次「食料・農業・農村基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「リスクへの備えとして農業保険（収入保険及び農業共済）の普及推進・利用拡大が急務である」と明記されており、農業保険制度がセーフティネットとしての機能を発揮するためにも組織を挙げて、無保険者を出さないための普及推進に取り組むとともに、行政や関係機関等に対しさらなる連携と協力を要請する。

両制度の推進に当たり、農産物の品目の枠にとらわれず、あらゆるリスクにも対応できる収入保険制度の普及推進に優先的に取り組むとともに、農業共済制度の補償対象外作物を栽培している農業者への推進を重点とする。

農業共済制度では、園芸施設共済におけるハウスの補償拡充や、農作物共済・畑作物共済及び果樹共済の白色申告農家の全相殺方式への加入要件緩和等、制度改正内容を加入者・未加入者へ広く周知し、継続加入・新規加入の獲得を図るとともに、青色申告者に対しては、収入保険への加入推進を図る。

なお、農業保険の推進にあたっては、独自開発した「農業者管理システム」で構築した農家台帳を最大限活用して無保険者をなくすことを目標とする。

業務運営に当たっては、コンプライアンスの遵守及び内部監査によるガバナンスの強化の徹底を図る。また、共済事業の減少に伴う事務費賦課金・国庫負担金、更には、利息収入の減少等により、業務経費の削減がより一層求められる中、支所統合の初年度に当たり、事業の効率化・業務経費の適正執行、更には、これまで以上に農家に出向くことを取り組むものとする。

## ■ 引受計画と実施方策

### 農作物共済

#### 1. 引受計画

法人化、規模拡大が進む中、万が一の災害リスクに備え、水稻共済への加入が重要であることを周知する。

令和4年産において一筆方式が廃止され、加入者の96%が半相殺方式への移行となった。令和5年産以降も青色申告者には収入保険への加入を優先して勧めつつ、収入保険に加入できない白色申告者や収入保険の加入を希望しない農業者に対しては、自身の収穫量で共済金を算定することや補償割合9割と充実した全相殺方式への加入を強く提案し勧める。

また、一筆半損特約を付加することで、ほ場ごとの深い被害も補償されることと、確定申告書類を用いて全相殺方式に加入できることを周知し計画的に移行を進めて行く。

一方、未加入者に対しては、大規模農家を中心に戸別訪問を実施するとともに、推進用パンフレット等を配付し加入推進に取り組む。

麦については、全量を出荷施設へ搬入されていることから、麦災害収入共済方式または全相殺方式への移行を勧め、水稻共済と同様に、青色申告者には収入保険への加入を優先して勧める。

なお、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物とされていることから、同対策に係る栽培実態と加入資格者を把握し、引き続き全戸加入を推進するため戸別訪問を実施する。

水稻8,030ha、麦3,742haを引受目標とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法・事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と無保険者の発生防止を図るため、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 一体化台帳による有資格農業者の把握並びに無保険者への加入推進
- (3) 全相殺方式への計画的な移行推進
- (4) 出荷資料または、確定申告書類により収穫量が確認できる農業者は全相殺方式へ加入できることの周知
- (5) 一筆半損特約の付加推進による補償の充実

### 家畜共済

#### 1. 引受計画

新型コロナウイルス等の影響により生乳の需要減少及び枝肉価額の下落、またウクライナ情勢に伴う配合飼料価格の高騰等、畜産業界は厳しい現状となっている。そのような中、不慮の災害、傷病等による被害に備え安定的な畜産経営に資するため、家畜共済への加入が重要であることを周知する。また、飼養形態等に応じて個々のニーズにあった加入プランを作成、未加入者に提案型の推進を行う。

##### 《死亡廃用共済》

過去の共済金支払実績等から、事故リスクの高い酪農家に対しては、全ての共済事故を補償対象とした事故除外なしへの加入プランを提案し、相対的に事故リスクの低い肉用牛農家に対しては、補償対象となる共済事故を限定し掛金を抑えた事故除外方式への加入プランを提案する。

##### 《疾病傷害共済》

令和5年度に危険段階別共済掛金率の設定方法が改正されたため、内容を周知し、最高補償額での加入を推進するとともに、外部機関が提供する飼養牛の診療費補償サービスを併せて案内す

る。

目標引受戸数 死亡廃用共済 1, 0 4 9 戸、疾病傷害共済 5 6 6 戸とする。

《死亡廃用共済》

・搾乳牛	3 2 0 戸
・育成乳牛	2 3 5 戸
・繁殖用雌牛	1 7 7 戸
・育成・肥育牛	2 6 2 戸
・種豚	3 0 戸
・肉豚	2 5 戸

《疾病傷害共済》

・乳用牛	3 2 0 戸
・肉用牛	2 3 0 戸
・種豚	1 6 戸

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の獲得
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 子牛選択の推進
- (5) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (6) 危険段階別共済掛金率設定方法の改正内容について、説明及び周知

### 果樹共済

#### 1. 引受計画

近年は春先の降霜による凍霜害や降雹による局地的な被害が発生しているため、関係機関と連携し災害リスクへの備えには、農業保険への加入が重要であることを働き掛ける。

青色申告者には収入保険への加入を積極的に勧め、収入保険に加入できない白色申告者や収入保険の加入を希望しない農業者に対しては、出荷資料または、確定申告書類により収穫量が確認できる農業者には、自身の収穫量で共済金を算定する全相殺方式の加入を勧めつつ、白色申告者には青色申告への切り替えを推奨し加入推進に取り組む。

りんご1, 1 9 2 a、なし5 9 2 aを引受目標とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と収入保険へ移行に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による収入保険の推進
- (3) 出荷資料または確定申告書類により収穫量が確認できる農業者は全相殺方式へ加入できることの周知
- (4) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨

### 畑作物共済（大豆）

#### 1. 引受計画

経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることから、同対策に係る大豆の栽培実態と加入資格者を把握するとともに、戸別訪問等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、収入保険を含めた制度説明・周知を行うとともに、関係機関と連携し災害リスクへの備えには、農業保険への加入が重要であることを働き掛け、出荷資料または確定申告書類により収量が確認できる農業者には全相殺方式の加入を勧め加入推進に取り組む。

引受目標を3, 263aとする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による加入推進
- (3) 収入保険を含めたわかりやすい制度説明
- (4) 農業者の経営プランに即した提案

### 畑作物共済（蚕繭）

#### 1. 引受計画

近年の温暖化や桑への農薬のドリフトによる飼育環境の悪化が深刻な問題となっている。また養蚕農家は、高齢化による廃業・規模縮小に伴い飼育戸数、収繭量は年々減少しているが、繭生産量は全国の約4割を占める養蚕県のため、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握し、新規就農者へ加入を勧め、本県養蚕業の維持発展と養蚕農家の経営安定に努める。

引受目標を472箱とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と養蚕農家の経営安定に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに新規就農者の引受確保
- (3) 関係機関との連携強化
- (4) 戸別訪問によるわかりやすい説明

### 園芸施設共済

#### 1. 引受計画

昨年は、雹害や雪害などの自然災害により、一部地域で施設園芸用ハウスに大きな被害が発生した。このような状況の中、無保険者を無くすためにも、継続加入者の完全確保と有資格農業者を的確に把握し、万が一の災害リスクに備え、園芸施設共済への加入が重要であることを働き掛ける。

また、災害の実態に即したリスク啓発チラシの配付や、農業者の補償ニーズに応じた複数のプランの提案書の提示により新規加入に結び付ける。

なお、令和6年度までに全国加入率80%の目標が示されている中、等組合の令和5年度加入目標率72.6%を達成するため、職員一丸となり加入推進に取り組む。

引受目標を3, 279戸とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 継続加入者の完全確保
- (3) 有資格農業者の把握並びに情報収集
- (4) 農家ニーズに合った複数見積提示
- (5) 数値目標、ターゲット設定の推進計画の策定
- (6) 進捗管理の実施
- (7) 普及指導員等に対し、加入の働きかけや同行推進等の協力依頼
- (8) 災害の実態に即したリスク啓発チラシの配付

## **建物共済・保管中農産物補償共済**

### 1. 引受計画

継続加入申込みの手続きを原則郵送対応とし、わかりやすい記入例を同封し未回収のないように努めるとともに、再建築価額に対しての適正な共済金額での加入促進、未加入物件の追加引受け、並びに自然災害に対応した総合共済のチラシを同封し、充実した補償額の加入推進に努める。

さらに、資源台帳を活用し制度共済並びに収入保険加入者で建物共済未加入者の新規加入推進等を行う。

総共済金額1兆113億円を引受目標とする。

### 2. 実施方策

農業保険法・約款等に基づく適正な事務処理と適正で十分な補償額の推進に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 継続加入者の確保
- (3) 総合共済の加入推進
- (4) 適正な共済金額への加入推進
- (5) 未加入物件の新規推進
- (6) 事故調査時における提案型推進の実施
- (7) 各事業とのセット推進による新規加入者の獲得
- (8) 推進状況の定期把握

## **収入保険**

### 1. 引受計画

近年多発する自然災害や価格の低下、新型コロナウイルス感染症の影響など、予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填する収入保険制度の重要性はさらに増加していることから、収入保険の普及推進は急務であり、NOSA I主催の会議はもとより、収入保険の加入推進を目的とした組織である「収入保険推進協議会」の構成団体との更なる連携を強め、県・JA等関係機関主催の農業者を参集する各種会議・研修会等に積極的に参加し普及推進に努める。

この他にも、県内の農業関係業者や税理士事務所等に引き続き協力依頼し、普及推進に努める。

今年度の本組合の目標は、昨年度に引続き2,400経営体とし達成に向け、年度当初から保険料等の助成措置を実施する市町村や、引受率低位の地域及び、果樹・コンニャク・野菜・花卉など品目別の農閑期を利用し、個別訪問による推進を実施する。

また、各種生産部会にも推進を行い、部会長に加入を促すなど部会全体での加入を目指す。同時に、職員研修を実施し、普及推進力のスキルアップを図る。

また、農林水産省共通申請サービスを利用したオンライン手続等加入申請サポートの説明や、白色申告者に対しては、青色申告への移行に対する不安を解消するため、税申告書類の記帳方法等をサポートする体制を整えていることを説明し、オンライン申請と併せて、青色申告の普及啓蒙にも取り組む。

## 2. 実施方策

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 支所ごとに引受目標を設定し、進捗状況・優良事例・問題点等を共有化
- (3) 推進協議会構成団体と一体となった加入推進
- (4) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (5) 職員研修会による制度内容の習得及び普及推進力のスキルアップ
- (6) オンライン手続等加入申請をサポート
- (7) パンフレット・チラシ等での制度周知及びシュミレーションソフト等を活用した戸別推進
- (8) 農業共済事業と合わせた加入推進
- (9) 青色申告者への切り替えに対する税申告書類の記帳方法等をサポート
- (10) 「農業経営収入保険加入協力奨励金交付要領」に基づき、協定締結による新規加入者の獲得
- (11) 関係機関等の各種会議・研修会に参加しての制度普及
- (12) 農閑期の効率的な加入推進
- (13) 県・市町村へ保険料等に対する助成依頼
- (14) 保険料等助成を実施する市町村の農家への積極的な推進

## ■損害評価の適正化方策

### 農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 水稻の高温障害に対応するため、調査圃場に積算温度計を設置し、その結果に基づき関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員及び職員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 家畜共済

#### 1. 死廃事故の適正化

- (1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底と、次の「廃用等の範囲」の周知を図るとともに遵守する。

#### 《廃用等の範囲》

- 1号廃用 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。
- 2号廃用 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
- 3号廃用 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛伝染性リンパ腫・創傷性心のう炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採

食不能)若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。

- 4号廃用 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から30日以上、生死が不明のとき。
- 5号廃用 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき(ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること)。
- 6号廃用 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき(ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後に生じたものであること)。
- 7号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき(前肢彎曲症、軟骨形成不全等)。

(2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

(3) 土曜日の事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより効率化を図る。

なお、ゴールデンウィーク、年末年始等の長期にわたる休日は、県及び関係機関の死亡畜取り扱い状況を鑑み、実態に沿った事故確認を行う。

(4) 画像による死亡事故確認が可能になったことを加入者へ周知し、効率的な死亡事故確認を行う。

## 2. 病傷事故の適正化

(1) 電子カルテシステム機能強化により、開業獣医師等への普及推進を図り、カルテ作成及び内容審査等の業務合理化に努める。

(2) 指定獣医師へ、事故発生通知・病傷事故診断書等必要書類の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。

(3) 指定外獣医師へ、病傷事故診断書に係る診療費の領収書等提出をもって加入農家に共済金を支払うため、その提出を徹底する。

(4) 内容審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、病傷事故診断書内容について1割以上の現地確認を徹底する。

## 3. 指定獣医師との連携強化

指定獣医師と連絡を密にし、死産事故・病傷事故の事務処理の適正化を図る。

### 果樹共済

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### 畑作物共済(大豆)

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 畑作物共済（蚕繭）

1. 共済事故が発生した場合、遅滞なく損害通知を行うよう促すとともに、関係機関等の協力を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。
2. 桑葉被害にあつては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 園芸施設共済

1. 共済事故が発生した場合、遅滞なく適正な被害申告を促す。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### 建物共済

1. 適正な被害申告を促し、評価の迅速化及び地震、台風、雪害等の広域災害が発生した場合の損害評価体制の確立を図り、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
2. 職員を対象とした評価研修会を開催し、モラルリスク事案の見極める能力育成及び損害評価技術の向上を図る。
3. 近年、悪徳業者による保険金詐欺等のトラブルが多発している。消費者庁・日本損害保険協会が発行するチラシを参考に加入者へ注意喚起を促す。
4. 適正且つ迅速な損害評価を行うため、鑑定士等の外部機関と直ちに連携できる体制を整え、モラルリスク案件はリサーチ会社等の外部機関に調査依頼して不正請求の防止及び抑止に努める。

## ■ 損害防止事業の実施方策

### 農作物共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、温湯消毒等の防除器具の貸し出しや土壌診断など効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 家畜共済

#### 1. 特定損害防止事業

共済事業の収支の安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効率的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎、肉牛で発生頻度の高い呼吸器疾患、これらの検査、指導を重点的に行うことにより、被害率の低下に努める。

#### 2. 一般損害防止事業

加入農家ニーズの把握に努め、薬剤などの損害防止品を配付し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

### 果樹共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、ウッドチップー等の農家支援機械の貸し出しや土壌診断など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 畑作物共済（大豆・蚕繭）

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤配付など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 園芸施設共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除資材配付など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

## ■ 執行体制の整備

### 業務運営及び組織機能強化

1. 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき四半期に1回及び必要に応じて随時開催し、事業の執行計画に関する事項、事業の進行、成果及び会計状況に関する事項、その他事務の執行上必要となる事項等について審議し、組合運営の健全性及び適切性の確保に期する。  
また、組合員理事研修会を開催し、適正な組合運営に向けた管理体制の構築に努める。
2. 監事会は、定款及び監事監査規則に基づき年間の監査方針等の協議を行い、定時監査及び必要に応じて臨時監査を開催し、組合の財産の状況及び理事の業務執行状況を監査する。  
また、定時監査に加え、監査機能の強化を図るため、会計監査人による経理状況の監査及び顧問税理士による財務運営について監査する。
3. 定例支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともにコンプライアンス及び倫理意識の高揚を徹底して、不祥事の未然防止を図り適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンス・プログラムを着実に実践し、職員が法令等を遵守する自覚・認識の醸成に努める。
5. リスク管理については、「リスク管理基本方針」に基づき、業務が適正に実施されているか正確に把握して管理体制の整備・改善に努める。
6. 監査室は独立性を確保し、年2回の内部検査及び必要に応じて随時検査を実施するとともに職員との面談等の実施により業務形態及び職場環境の改善に努め、法令等遵守組織体制の構築並びに内部けん制機能の拡充を図り不祥事件の未然防止に努める。
7. 業務執行体制は、本所において、総務及び事務処理（事務機械化等）等の集中処理による管理・統括機能の強化に努め、支所において、支所統合の初年度であり、更なる事業の効率化を図るとともに、これまで以上に戸別訪問を主とする事業推進等の充実・強化に取り組むものとする。
8. 組合の財務は、各事業ともに継続加入者の確保及び新規加入の獲得を重点に展開し、安定的な収入確保に努めるとともに、支所統合により一層のコスト節減を実行して業務経費の適正執行に努める。
9. 農業者の経営情報や推進時の訪問記録等をまとめた農家資源台帳を整備・活用し、提案型の加入推進に努める。
10. 「農業保険推進協議会」及び「収入保険推進協議会」の構成団体等の協力のもと、農業者を参集する会議・説明会において、農業共済・収入保険の普及に努める。
11. 国の指導に基づき、県及び市町村に対し、掛金・保険料等の助成について働きかけを行う。
12. 支所運営協議会及び地域事業検討委員会を軸に、事業推進体制の強化及び関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険の普及推進等に努める。

13. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、損害評価方法等について研修・講習会を開催し、資質の向上を図る。
14. 職務遂行能力や農業保険に関する知識の習得に向け、計画的に職員研修会等を開催するとともに、農水省やNOSA I協会が主催する研修会に参加する。
15. 情報資産及び個人情報の取扱いに関し、高いレベルの情報セキュリティ体制並びにコンプライアンス体制の維持・強化を図る。
16. 統括支所長を中心に業務の効率化や推進体制の強化を図るとともに、支所統合に合わせた業務体系の構築に努める。
17. NOSA I女性の会の活動を推進するとともに、組織の在り方等について検討を進める。  
なお、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

### 事務機械化

1. 情報システム安全対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を業者に委託し一元管理する。
3. 情報資産及び個人情報の保護体制強化に向け、職員に対し情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
4. 事業や業務ごとに分散されているデータを統合管理するシステムの構築を目指し、業務の効率化や情報の有効活用に努める。
5. 国が進める「農林水産省共通申請サービス」の実施並びにWeb型の「農業保険システム」の導入計画に基づき、事務機械化の中長期計画を見直して運用するとともに安定稼働を図る。

### 広報

1. 農業保険の普及拡大のため、農業保険推進用のパンフレットやホームページ等を活用する。
2. 広報紙「NOSA Iぐんま」を発行し、農業保険の周知及び県内農業者への情報発信に努める。
3. 農業共済新聞「関東版」により近県の情報を提供するとともに、普及拡大に努める。
4. 関係機関等が発行する広報紙や一般新聞への記事掲載等により、多くの地域に情報を伝える対外広報の積極的な展開に努める。

## ■ 予算統制の方策

1. 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを適切に管理し、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努める。
3. 運用管理委員会を四半期毎に4回及び必要に応じて随時開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び意見を求める。
4. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、業務運営の合理化・効率化により極力節減を図り、財務の安定化に努める。
5. 総代会議決事項及び、監督官庁の許認可内容を遵守する。

## ■ 家畜診療所事業実施計画と実施方策

### 1. 実施計画

家畜診療所においては、家畜診療業務を通じて家畜共済事業の推進及び家畜診療業務の拡充を図ることにより畜産農家の経営健全化に寄与する。そこで、電子カルテ・医薬品管理システムの活用により診療業務の効率化に取組み、繁殖検診をはじめとした生産獣医療の提供並びに受精卵関連業務等によりサービスの拡充を図る。また、県関係機関等と連携し、家畜伝染病予防法に定める豚熱（CSF）等の防疫業務の協力を努める。

### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理及び家畜診療を通じた診療業務の拡充に向け下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 家畜共済制度の引受推進（引受率低位な肉用牛・種豚等の推進）
- (3) 特定損害防止事業（乳用牛・肉用牛等の繁殖障害・周産期疾患・乳房炎・運動器疾患・牛伝染性リンパ腫・呼吸器疾患等）の実施
- (4) 家畜診療外業務（受精卵採卵・受精卵移植・人工授精・繁殖検診等）の実施
- (5) 加入家畜の死亡事故確認・廃用認定業務等の実施
- (6) 関係機関及び指定獣医師との連携・協力
- (7) 豚熱（CSF）等の防疫業務への協力

共済目的の種別別の概数、引受実績および計画

共済目的等 項目	組合員		農作物共済				家畜共済									
	等数	戸	水稻		陸稲	麦	死産			疾病傷害						
			a	a	a	a	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	種豚	
区域内の概数(A)	42,296	1,439,700	—	741,100	—	741,100	24,900	8,740	7,940	49,360	51,690	541,800	33,640	57,300	51,690	
本年度引受計画(B)	一筆方式	0		0		0										
	半相殺方式	703,746		134,435		134,435										
	全相殺方式	35,321		3,659		3,659										
	品質方式	63,907														
		災害収入共済方式		236,126		236,126										
		計	802,974	—	374,220	374,220	26,044	10,310	4,391	24,329	10,076	81,768	23,840	7,507	2,071	
本年度引受率(B/A)	100	55.8	—	50.5	—	50.5	104.6	118.0	55.3	49.3	19.5	15.1	70.9	13.1	4.0	

共済目的等 項目	果樹共済(収穫)		畑作物共済				園芸施設共済							建物共済				
	りんご	ぶどう	なし	大豆	春蚕	初秋蚕	晩秋蚕	ガラス室		プラスチックハウス								
								I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲		IV類乙	V類	VI類	VII類
区域内の概数(A)	40,300	20,200	20,200	14,251	255	167	248	—	227	620,407	1,670	1,280	790	207	6,844	98	143,884	
本年度引受計画(B)	半相殺単位総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	樹園地単位種収総合一般方式	0	0	0	3,263	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	半相殺減収総合短縮方式	1,192	0	592	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	樹園地単位減収総合短縮方式	0	0	0	175.2	110.8	185.7	—	159	114,246	1,166	894	552	145	4,778	69	88,373	
	半相殺特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	樹園地単位特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,192	0	592	計	3,263	—	—	70.0	69.8	69.8	69.8	69.9	70.0	69.8	70.4	61.4	
本年度引受率(B/A)	3.0	0	2.9	22.9	68.6	66.2	74.9	—	70.0	69.8	69.8	69.8	69.9	70.0	69.8	70.4	61.4	

農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

共済目的等	項目	引受面積等		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金				
水 稲	一筆方式	0	0	0	0	0	0	0	0		
	半相殺方式	703,746	736,237	4,808,682	18,485	9,240	9,245	11,010	1,770	7,475	
	全相殺方式	35,321	36,952	260,007	1,216	608	608	535	73	681	
	品質方式	63,907	66,858	405,042	4,046	2,023	2,023	2,825	802	1,221	
	計	802,974	840,047	5,473,731	23,747	11,871	11,876	14,370	2,499	9,377	
	陸稲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一筆方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半相殺方式	134,435	130,365	379,444	2,076	1,038	1,038	283	755	1,793	
	全相殺方式	3,659	3,549	18,235	254	127	127	108	19	146	
	災害収入共済方式	236,126	228,977	1,418,187	31,965	16,188	15,777	20,216	4,028	11,749	
計	374,220	362,891	1,815,866	34,295	17,353	16,942	20,607	3,254	13,688		
小 計	1,177,194	1,202,937	7,289,597	58,042	29,224	28,818	34,977	5,753	23,065		
家 畜	搾乳牛	26,044	25,217	5,831,802	324,260	162,130	162,130	69	162,061	324,191	
	育成乳牛	10,310	9,896	2,042,055	20,289	10,144	10,145	21	10,123	20,268	
	繁殖用雌牛	4,391	4,060	1,251,255	11,490	5,740	5,750	13	5,727	11,477	
	育成・肥育牛	24,329	22,698	5,889,560	55,077	27,538	27,539	65	27,473	55,012	
	種豚	10,076	6,465	565,466	426	170	256	6	164	420	
	肉豚	81,768	44,161	714,805	319	127	192	8	119	311	
	計	156,918	112,497	16,294,943	411,861	205,849	206,012	182	205,667	411,679	
	乳用牛	23,840	23,050	330,792	226,238	113,119	113,119	3	113,116	226,235	
	肉用牛	7,507	6,967	66,309	29,756	14,878	14,878	1	14,877	29,755	
	種豚	2,071	676	661	338	91	247	1	90	337	
計	33,418	30,693	397,762	256,332	128,088	128,244	5	128,083	256,327		
小 計	190,336	143,190	16,692,705	668,193	333,937	334,256	187	333,750	668,006		

※農作物共済麦の前年度実績は、決算時の引受面積を記入。 家畜共済の前年度実績は、期首引受実績。

共済目的等	項目	引受		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考	
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金					
果樹	収穫共済	半相殺減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0		
		樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺減収総合短縮方式	1,192	1,024	94,590	3,112	1,556	1,132	424	1,980		
		樹園地単位減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		樹園地単位特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	1,192	1,024	94,590	3,112	1,556	1,132	424	1,980		
		半相殺減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		樹園地単位減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
樹園地単位特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
半相殺減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
半相殺減収総合短縮方式	592	444	53,390	1,580	790	1,009	219	571				
樹園地単位減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
半相殺特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
樹園地単位特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	592	444	53,390	1,580	790	1,009	219	571				
小計		1,784	1,468	147,980	4,692	2,346	2,141	205	2,551			
大豆	一筆方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	半相殺方式	3,263	2,023	3,740	25	14	3	11	22			
	全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
畑作物	計	3,263	2,023	3,740	25	14	3	11	22			
	春蚕	175.2	箱	164.7	箱	31	15	16	0	16		
	初秋蚕	110.8		102.5		31	15	16	13	29		
	晩秋蚕	185.7		175.1		136	68	68	43	111		
計	471.6	442.3	31,060	198	98	42	56	156				
小計			34,800	223	112	45	67	178				

(注) 果樹・畑作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

共済目的等	項目	引受		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金				
ガ ラ ス 室	I 類 (木造)	種 -	種 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -		
	II 類 (鉄骨)	159	168	2,289,167	14,599	7,299	3,959	3,340	10,640		
	I 類 (木竹)	1	1	63	2	1	1	0	1		
	II 類 (パイプ)	14,246	10,815	6,472,041	141,652	70,826	80,503	△	61,149		
	III 類 (鉄骨下)	1,166	562	3,340,681	56,750	28,375	21,782	6,593	34,968		
	IV 類 (甲)	894	447	4,292,086	34,731	17,365	20,210	△	14,521		
	IV 類 (乙)	552	265	3,167,684	14,118	7,059	5,681	1,378	8,437		
	V 類 (鉄骨上)	145	63	718,310	3,861	1,930	1,731	199	2,130		
	VI 類 (雨よけ施設等)	4,778	4,384	1,980,358	23,214	11,607	6,221	5,386	16,993		
	VII 類 (多目的ネット)	69	70	49,282	506	253	175	78	331		
	小計	22,010	16,775	22,309,672	289,433	144,715	140,263	4,452	149,170		
	合計			46,474,754	1,020,583	510,334	177,613	332,721	842,970		

イ 任意共済事業の規模

共済目的等	項目		引受		共済金額		共済掛金		事務費	保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 A-(B-C)
	本年度予定	前年度実績	本年度予定	前年度実績	掛金総額	純掛金 A	掛金総額	純掛金 A				
建物総合	12,160	12,359	13,761,545	13,761,545	303,440	208,940	94,500	91,032	30,496	148,404		
収容農産物 タイプA	0	0	0	0				0				
収容農産物 タイプB	(1)	(1)	300	300	9	6	3	3	1	4		
建物火災	76,654	73,438	87,376,146	749,151	749,151	412,415	336,736	224,745	91,022	278,692		
計	88,814	85,797	101,137,991	1,052,600	1,052,600	621,361	431,239	315,780	121,519	427,100		
保険割合 30% 保険手数料率 建物火災40.5% 建物総合33.5% 収容農産物25.5%												
保管中農産物 補償Aタイプ	1	-	100	100	2,500	1,750	750	2,500	375	-		
保管中農産物 補償Bタイプ	1	-	100	100	6,500	4,550	1,950	6,500	975	0		
計	2	0	200	200	9,000	6,300	2,700	9,000	1,350	0		
保険割合 100% 保険手数料率 Aタイプ15.0% Bタイプ15.0%												